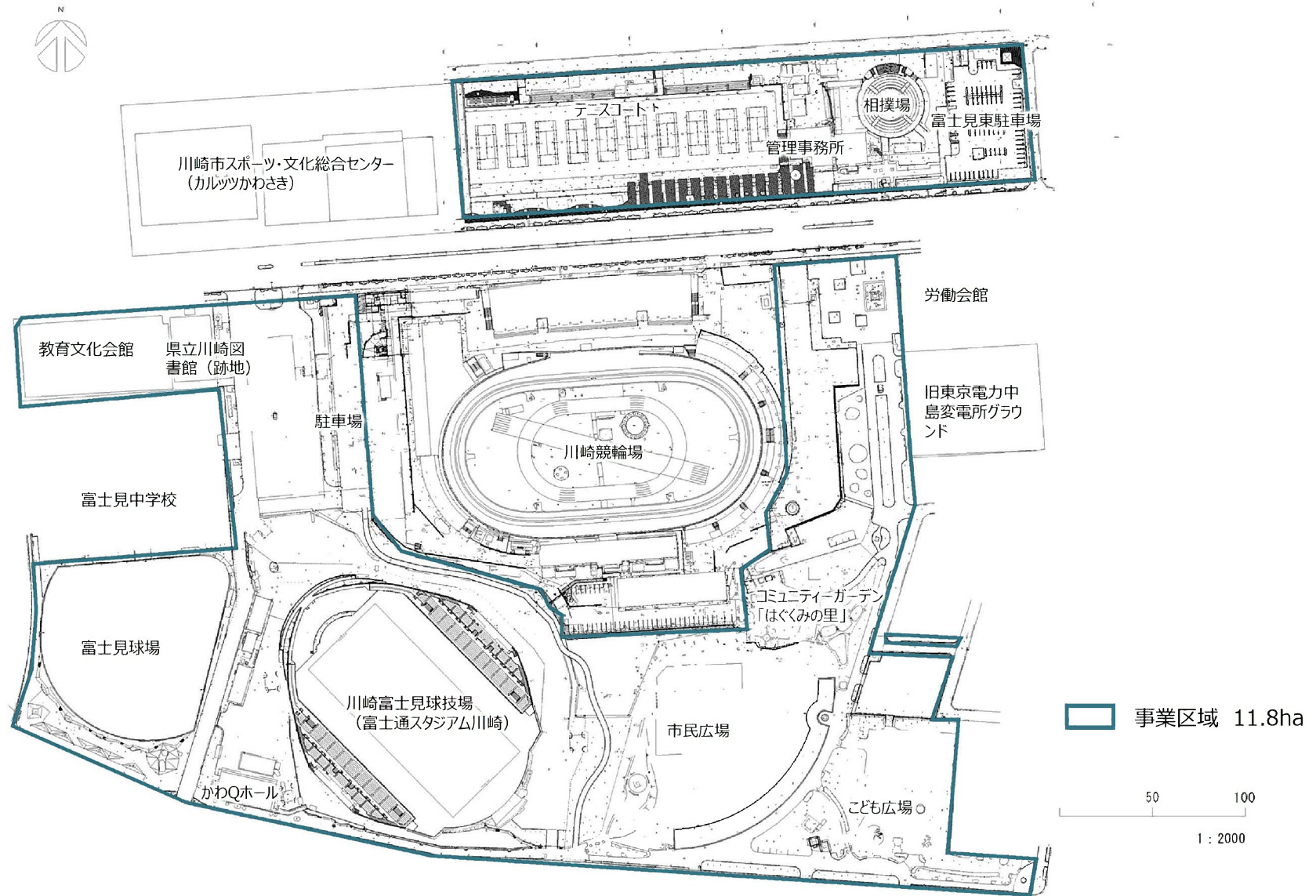


資料1 事業区域図



資料2 事業スケジュール表・工期区分図

本事業の工期別の事業スケジュールを以下に示す。

		各工事部分の対象区域	設計・建設期間（引渡し日まで※1）	維持管理・運営期間	指定管理期間	
P F I 事 業	【前期】	一期工事部分	立体駐車場として応募者が提案した区域 （主な整備施設） ・便益施設（立体駐車場等）	事業契約等締結日～令和9年3月15日 ※着工予定日は令和5年4月1日以降で応募者の提案とする。	各施設の引渡し日～令和25年3月31日 供用準備期間：引渡し日～適宜 供用開始予定日：令和6年1月1日以降で応募者が提案した日 供用期間：供用開始日～令和25年3月31日 ※立体駐車場の供用開始日より、現在の第1・第2駐車場の区域（第三期工事）の着工が可能となるため、供用開始予定日の提案にあたっては、第三期工事の工事スケジュールにも十分配慮すること。	令和5年4月1日～令和25年3月31日 ※旧東側駐車場は令和5年3月31日で閉鎖し、令和5年4月1日から事業者の指定管理区域となる。着工予定日を令和5年4月1日以降で提案した場合でも、事業者には、当該区域の指定管理者として、同日より善管注意義務が発生する。
		二期工事部分	富士見通り北側エリア全域 （主な整備施設） ・運動施設（テニスコート、相撲場等） ・管理施設（クラブハウス等） ・便益施設（平面駐車場、駐輪場等） ・植栽、休養施設等	事業契約等締結日～令和6年3月15日 ※着工予定日は令和5年4月1日以降で応募者の提案とする。	供用準備期間：引渡し日～令和6年3月31日 供用開始予定日：令和6年4月1日※2 供用期間：供用開始日～令和25年3月31日	着工予定日として応募者が提案した日～令和25年3月31日
		三期工事部分	富士見通り南側エリアのうち、一期工事部分、四期工事部分、五期工事部分を除く区域 （主な整備施設） ・園路広場（エントランス広場、プロムナード、東側広場、芝生広場、インクルーシブな遊びの広場、農と自然を体感する広場等） ・運動施設（富士見球場、川崎富士見球技場等） ・管理施設（パークセンター等） ・植栽、休養・便益施設等	事業契約等締結日～令和6年9月15日 ※着工予定日は令和5年4月1日以降で応募者の提案とする。ただし、現在の第1・第2駐車場は、立体駐車場（一期工事部分）の供用開始日の前日まで供用を行うため、当該区域は、立体駐車場の供用開始日より着工可能とする。	供用準備期間：引渡し日～令和6年9月30日 供用開始予定日：令和6年10月1日※2 供用期間：供用開始日～令和25年3月31日	着工予定日として応募者が提案した日～令和25年3月31日 ※現在の第1・第2駐車場は、立体駐車場（一期工事部分）の供用開始日の前日まで現在の指定管理者が管理を行うため、当該区域は、立体駐車場の供用開始日より事業者の指定管理区域に含めるものとする。 ※富士見球場、川崎富士見球技場、かわQホールは、令和7年3月31日まで現在の指定管理者が管理を行うため、令和7年4月1日より事業者の指定管理区域に含め、PFI事業の中で維持管理・運営を行うものとする。
	【後期】	四期工事部分	現公園管理事務所（周辺外構を含む）の区域 （主な整備施設） ・現公園管理事務所解体及び跡地整備	事業契約等締結日～令和8年3月31日 ※着工予定日は令和7年5月1日以降で応募者の提案とする。	供用準備期間：引渡し日～令和8年3月31日 供用開始予定日：令和8年4月1日※2 供用期間：供用開始日～令和25年3月31日	令和7年4月1日～令和25年3月31日
		五期工事部分	現教育文化会館敷地の区域 （主な整備施設） ・園路広場（多目的広場等） ・植栽、休養・便益施設等	事業契約等締結日～令和9年3月15日 ※着工予定日は令和8年4月1日以降で応募者の提案とする。ただし、教育文化会館の解体工事の状況により前後するため、本市と調整すること。	供用準備期間：引渡し日～令和9年3月31日 供用開始予定日：令和9年4月1日※2 供用期間：供用開始日～令和25年3月31日	着工予定日として応募者が提案した日～令和25年3月31日
Park-PFI事業		（主な整備施設） ・公募対象公園施設 ・特定公園施設 ・利便増進施設（※任意提案）	事業契約等締結日～令和6年9月15日 ※着工予定日は令和5年4月1日以後で応募者の提案とする。 ※設計・建設期間には、特定公園施設の本市への引渡し（譲渡）を含むものとする。当該引渡し予定日を早める場合は、PFI事業者及び本市と調整すること。	供用準備期間：引渡し日～令和6年9月30日 供用開始予定日：令和6年10月1日※2 供用期間：供用開始日～令和25年3月31日	（特定公園施設のみ） 特定公園施設の引渡し日～令和25年3月31日 ※特定公園施設は、その引渡し日より、指定管理対象施設に含まれるものとする。	

※1 それぞれの設計・建設期間は、各工事部分の引渡し日までとする。なお、応募者は、各工事部分の供用開始日に支障がない範囲で、それぞれの引渡し予定日を、本市が設定した引渡し予定日以外の日で提案することができる。

※2 応募者は、一期工事部分を除き、各工事部分の供用開始予定日を、本市が設定した供用開始日以前に前倒しで提案することができる。

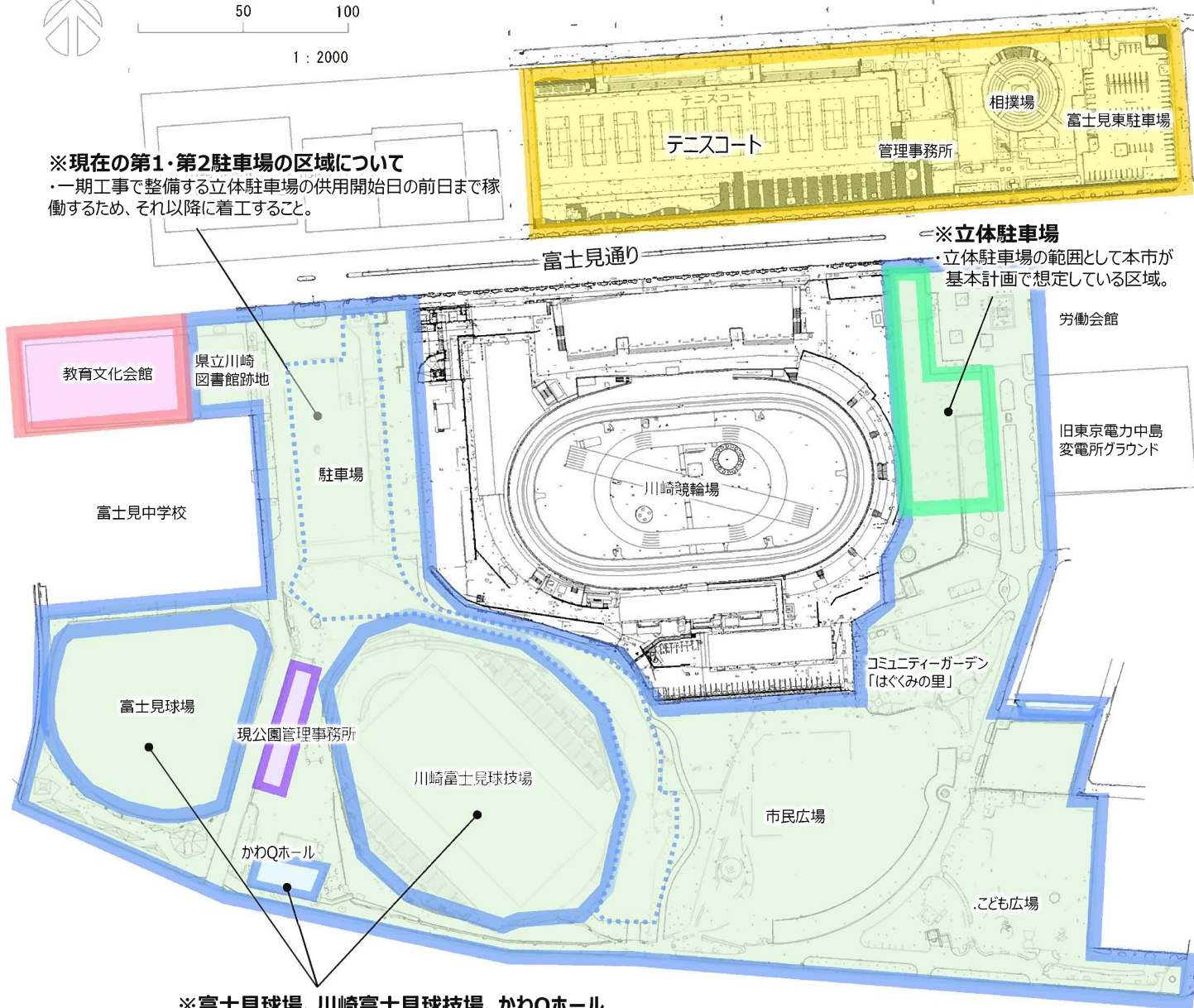
工期区分図



50 100
1 : 2000

※現在の第1・第2駐車場の区域について

・一期工事で整備する立体駐車場の供用開始日の前日まで稼働するため、それ以降に着工すること。



※立体駐車場

・立体駐車場の範囲として本市が基本計画で想定している区域。

※富士見球場、川崎富士見球技場、かわQホール

・三期工事期間中に、要求水準書に示す改修工事を実施
・令和7年4月1日より指定管理対象施設に含め、事業者が維持管理・運営業務を実施

■ 一期工事部分

- ・対象区域：立体駐車場として応募者が提案した区域
(本市基本計画上では図に示す区域
(約3,500㎡を想定))
- ・着工予定日：令和5年4月1日以降で応募者が提案した日
- ・供用開始日：令和6年1月1日以降で応募者が提案した日
※ただし、立体駐車場の供用開始日より、現在の第1・第2
駐車場区域(第三期工事)の着工が可能となるため、
供用開始予定日の提案にあたっては、第三期工事の工事
スケジュールにも十分配慮すること。
- ・指定管理期間：令和5年4月1日～令和25年3月31日

■ 二期工事部分

- ・対象区域：富士見通り北側エリア(約22,000㎡を想定)
- ・着工予定日：令和5年4月1日以降で応募者が提案した日
- ・供用開始日：令和6年4月1日(前倒し可能)
- ・指定管理期間：着工予定日～令和25年3月31日

■ 三期工事部分

- ・対象区域：富士見通り南側エリアのうち、一期・四期・五期工事
部分を除く区域(約58,000㎡を想定)
- ・着工予定日：令和5年4月1日以降で応募者が提案した日
※ただし、現在の第1・第2駐車場の区域は、一期工事の
立体駐車場の供用開始日より着工可能となる。
- ・供用開始日：令和6年1月1日以降で応募者が提案した日
(前倒し可能)
- ・指定管理期間：着工予定日～令和25年3月31日
※ただし、富士見球場、川崎富士見球技場、かわQホール
は、令和6年度末まで現在の指定管理者が管理を行うた
め、令和7年4月1日より指定管理区域に含むものとする。

■ 四期工事部分

- ・対象区域：現公園管理事務所の区域(約200㎡を想定)
- ・着工予定日：令和7年5月1日以降で応募者が提案した日
- ・供用開始日：令和8年4月1日(前倒し可能)
- ・指定管理期間：令和7年4月1日～令和25年3月31日

■ 五期工事部分

- ・対象区域：現教育文化会館敷地の区域
(約3,500㎡を想定)
- ・着工予定日：令和8年4月1日以降で応募者が提案した日
- ・供用開始日：令和9年4月1日(前倒し可能)
※着工予定日及び工期は、教育文化会館の解体工事の
状況により前後するため、本市と調整すること。
- ・指定管理期間：着工予定日～令和25年3月31日

資料3 リスク分担表

本リスク分担表は、各項目に示すリスク分担についての基本的な考え方を示すものであり、詳細については、事業契約書（案）等で明らかにする。

●主分担、○両者負担

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			本市	事業者	
1	共通	入札関連書類リスク	●		
2		入札リスク		●	
3		資金調達リスク	事業者が調達する必要な資金の確保に関するもの		●
4			市が調達する必要な資金の確保に関するもの	●	
5		契約締結リスク	議会の議決を得られないことによる契約締結の遅延・中止	○	○
6			上記以外の本市の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延・中止	●	
7			事業者の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延・中止		●
8		行政リスク (政策転換リスク)	本市の政策転換による事業開始遅延・事業中断・事業契約解除等	●	
9		税制変更リスク	消費税の範囲及び税率の変更に関するもの	○	○
10			事業に直接的影響を及ぼす税制の新設・変更に関するもの	○	○
11			上記以外の税制の変更		●
12		法制度変更リスク	本事業に直接関連する法制度新設の変更等（許認可・公的支援制度の新設・変更等を含む）	○	○
13			上記以外の法令の変更	○	○
14		許認可リスク ※制度変更は法制度リスクに含む	本市が取得すべき許認可の取得遅延・失効等に関するもの	●	
15			上記のうち、事業者が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの		●
16			事業者が取得すべき許認可の未取得・取得遅延・失効等に関するもの		●
17			上記のうち、本市が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの	●	
18		公的支援制度 ※制度廃止や条件変更等は法制度リスクに含む	本市が獲得すべき公的支援制度の獲得不可又は条件変更	●	
19			上記のうち、事業者が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの		●
20		住民対応リスク	施設の設置自体に関する近隣住民の反対運動、訴訟、要望等への対応とそれに伴う計画遅延、条件変更、費用の増大等	●	
21			上記以外及び事業者が実施する業務に起因する近隣住民の反対運動、訴訟、要望、苦情などへの対応とそれに伴う計画遅延、条件変更、費用の増大等		●

●主分担、○両者負担

No	リスクの種類		リスクの内容	負担者		
				本市	事業者	
22	環境リスク		地中障害物や土壌汚染に関するもの	●		
23			事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚濁、臭気、電波障害等）に関する対応		●	
24		第三者賠償リスク	事業者の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害の賠償		●	
25			本市の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害の賠償	●		
26		事業の中止・延期・遅延リスク	事業者の責めに帰すべき事由による事業の中止・延期・遅延		●	
27			市の責めに帰すべき事由による事業の中止・延期・遅延	●		
28			法令変更等、両者の事由によらない事業中断に伴う損害	○	○	
29		共通	不可抗力リスク	本市及び事業者のいずれの責にも帰すことができず、また提案段階において想定し得ない暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地滑り・落盤・落雷などの自然災害、戦争・暴動その他の人為的な事象による施設の損害及び疫病や感染症等による損害	○	○
30	インフラ供給			事業者の事由によるもの		●
31				本市の事由によるもの（本市が供給元の場合を含む）	●	
32				供給元等の第三者的な事由によるもの	●	
33	物価変動リスク			設計・建設期間中の物価変動に伴う事業者の費用の増加	○	○
34				維持管理・運営期間中の急激な物価変動（インフレ・デフレ）に伴う事業者の費用の増減	○	○
35	債務不履行リスク			本市の債務不履行による中断・中止	●	
36				事業者の債務不履行による中断・中止		●
37	要求性能未達リスク			事業者の実施する設計・建設・維持管理・運営業務の性能未達や、契約不適合によるもの		●
38	設計・建設段階 用地リスク			用地契約不適合リスク	計画地の土壌汚染・地中障害物などによる、計画変更及び工期延長、追加費用等	●
39		測量・調査リスク	本市が実施した測量・調査に不備があった場合	●		
40			事業者が実施した測量・調査に不備があった場合		●	
41			通常想定される規模の埋設物などの地中障害物により、新たに必要となった費用負担及び工期延長		●	

●主分担、○両者負担

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
42	設計リスク	本市の提示条件・指示の不備・要望による、設計・施工条件の変更によるもの	●	
43		事業者の提案内容、判断の不備若しくは設計に係る契約不適合による費用の増大、事業者による開発の影響によるもの		●
44	工事遅延リスク	本市の責めに帰すべき事由により、契約期日までに工事・手続きが完了しない場合	●	
45		事業者（下請業者を含む）の責めに帰すべき事由により、契約期日までに工事・手続きが完了しない場合		●
46		不可抗力に起因するもの	○	○
47	工事費用変動リスク	提示条件の誤りや本市の追加指示、本市の事由による工事費の変動	●	
48		事業者の見積の誤りや、下請け・雇用者の不正行為など事業者の事由による、費用の変動		●
49	計画変更リスク	施設完成前に本市が発案した軽微な変更		●
50		施設完成後に本市が発案したレイアウト等の変更・改修	●	
51		不可抗力に起因するもの	○	○
52	引渡前施設損害リスク	引渡前に工事目的物や材料等に生じた損害(不可抗力は除く)		●
53	引渡手続きリスク	施設引渡の手続きに伴う諸費用		●
54	工事監理リスク	工事監理の不備に関するもの		●
55	維持管理・運営費用変動リスク	本市の指示による維持管理・運営業務の変更等に起因する、維持管理・運営費の変動	●	
56		事業者の計画・見積の誤りなど、事業者の事由による維持管理・運営費用の変動(物価変動は除く)		●
57		不可抗力に起因するもの	○	○
58	需要変動	市の責めによる事業内容・用途の変更等に起因する収入や維持管理運営費の変動	●	
59		不可抗力に起因するもの	○	○
60		上記以外によるもの		●
61	自主事業リスク	事業者が行う事業において、利用者が減少し、自主事業収入が減少する場合		●
62	支払遅延リスク	事業者の本市への納付金の支払い遅延・滞納		●
63	計画変更リスク	本市の事由による、事業実施条件の変更	●	
64		事業者の提案・要望による、維持管理・運営業務の変更に関するもの		●
65		不可抗力に起因するもの	○	○

●主分担、○両者負担

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			本市	事業者	
66	施設備品損害リスク	事業者の事由による施設・設備・備品の損害		●	
67		本市の事由による施設・設備・備品の損害	●		
68		第三者（本件施設の利用者を含む）による、施設・設備・備品の損害		●	
69	施設契約不適合リスク	事業者が整備・改修した施設・設備の契約不適合が発見された場合		●	
70		本市が整備した施設・設備の契約不適合が発見された場合	●		
71	設備劣化リスク	施設・設備の劣化に対して、市が適切な改修等を実施しなかったことに起因する施設・設備の損傷	●		
72		施設・設備の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務（設備・備品改修を含む）を実施しなかったことに起因する施設・設備の損傷		●	
73	利用者対応リスク	民間事業者の業務範囲に関する利用者からの苦情やトラブル等への対応		●	
74		上記以外の場合における利用者からの苦情やトラブル等への対応	●		
75	事業終了段階	施設明渡しリスク	本市に施設・設備を明渡す際に、各種サービスが継続可能な状態にするための費用		●
76	事業の終了手続きリスク	事業区域内の原状回復に関するもの		●	
77		事業期間終了に伴う業務移管、SPC 清算等の事業者が実施すべき事業の終了手続きの不備による損害		●	

※両者負担となっているリスクについての具体的な負担は、事業契約書（案）で示す。

1 設計・建設に関する民活導入の考え方

富士見公園再編整備事業

PFI事業

統括管理業務

- ・統括マネジメント業務
- ・総務・経理業務
- ・事業評価業務

設計業務

- ・事前調査業務
- ・設計業務
- ・各種申請等業務

建設・工事監理業務

- ・建設業務
- ・撤去・解体業務
- ・重機・備品等の調達及び設置業務
- ・工事監理業務
- ・各種申請等業務
- ・近隣対応業務

Park-PFI事業

Park-PFI事業

- ・公募対象公園施設の設置業務
- ・特定公園施設の設計整備及び本市への引渡し業務
- ・利便増進施設の設置業務（※任意提案）
- ・各種申請等業務

エントランス広場

- ・敷地面積約12,000㎡
- ・ヒートアイランド現象の緩和を果たす高木のグッド植栽
- ・雨水流出抑制・ヒートアイランド現象に対応したグリーンインフラの導入
- ・災害時の緊急大型車両に対応した耐圧舗装
- ・イベントプール等に向けた給排水設備
- ・イベント利用のための電気設備
- ・イベント利用のための広場を1,000㎡確保

多目的広場（有料施設）

- ・敷地面積約2,500㎡
- ・中学校とタイムシェアする運動施設
- ・フットサルコート×1面・バスケットコート×1面
- ・3×3コート×2面
- ・防球ネットやナイター照明の整備

ジョギング・ウォーキングコース（1kmコース）

- ・ジョギング・ウォーキングコースの整備

富士見球場（有料施設）

- ・中学校とタイムシェアする運動施設
- ・防球フェンス整備

パークセンター

- ・延べ面積約600㎡
- ・公園の総合案内
- ・管理事務所・南側有料施設窓口
- ・更衣室、ロッカー、シャワー
- ・トイレ、授乳室等
- ・展示スペース
- ・管理用倉庫
- ・脱炭素を見据えた建物の木造木質化
- ・太陽光発電システムの導入

ボール遊びコーナー

- ・キャッチボールなど多目的に使えるボール遊びコーナーを整備

ジョギング・ウォーキングコース（500m）

- ・ジョギング・ウォーキングコースの整備
- ・幅員4m以上の南北通路を整備

平面駐車場（有料施設）

- ・普通車約80台、大型車約5台
- ・収容する平面駐車場の整備

主要園路（プロムナード）

- ・ビスタ（見通し）を利かせた高木の植栽（メタセコイア）
- ・脱炭素に寄与するグリーンインフラ（路床改良・遮熱透水舗装）の整備
- ・夜間利用を推進するベンチ兼フットライトの整備
- ・鑑賞対象となる植栽及び景観にマッチしたベンチ等の配置
- ・災害時の車両通行を想定し、幅員6m以上確保

川崎富士見球技場（有料施設）

- ・大型映像装置整備
- ・川崎富士見球技場
- ・長方形競技場

Park-PFI（公募対象公園施設（必須））
飲食機能（北側）

- ・テニスコートやカレッジかわさき利用者の需要を見込んだクラブハウスに近接させたカフェ・レストラン

クラブハウス

- ・延べ面積350㎡
- ・テニスコート・相撲場窓口
- ・更衣室、ロッカー、シャワー・トイレ
- ・テニス用大会本部室
- ・休憩室
- ・脱炭素を見据えた建物の木造木質化



飲食施設（渋谷区北谷公園）

テニスコート（有料施設）

- ・12面のテニスコート（砂入り人工芝）
- ・防球ネットやナイター照明の整備

相撲場（有料施設）

- ・既存と同等の相撲場

東側広場

- ・労働会・労働会館との調和を図り、一体利用も考慮した広がりある空間を整備
- ・脱炭素に寄与するグリーンインフラ（大径木植栽、遮熱透水舗装）の整備

立体駐車場（有料施設）

- ・約280台収容する立体駐車場

インクルーシブな遊びの広場

- ・敷地面積約1,500㎡
- ・「誰もが使える」空間とするためにインクルーシブな遊具、幼児向け遊具を整備

芝生広場

- ・敷地面積約18,000㎡
- ・市民広場、こども広場を芝生の広場として整備
- ・無線LANの活用や、貸出ベンチなど、利便性の向上に繋がる整備
- ・人工芝の整備

- ・市民広場、こども広場

- ・市民広場
- ・こども広場

- ・市民広場
- ・こども広場

- ・市民広場
- ・こども広場

- ・市民広場
- ・こども広場

- ・市民広場
- ・こども広場

- ・市民広場
- ・こども広場

- ・市民広場
- ・こども広場

- ・市民広場
- ・こども広場

- ・市民広場
- ・こども広場

Park-PFI（公募対象公園施設（必須））
飲食機能（南側）

- ・芝生広場における憩いの機能を向上させる、テイクアウト利用も可能なカフェ・レストラン

Park-PFI（特定公園施設（必須））
アメニティ施設

- ・延べ面積100㎡
- ・トイレ、多目的トイレ、子供用トイレ、おむつ交換台
- ・公募対象施設に隣接させたアメニティ施設を設置
- ・脱炭素を見据えた建物の木造木質化

※Park-PFI事業に基づく「公募対象公園施設」及び「特定公園施設」については、必須設置施設の他、事業者の提案により複数設置することが可能である。
 ※Park-PFI事業に基づく「特定公園施設」については、整備後、本市へ無償譲渡するものとする。



飲食施設と芝生広場（新宿区新宿中央公園）

*は、富士見周辺地区整備推進計画における名称を示す

富士見公園再編整備基本計画（案）に基づく民活導入の考え方

*は、富士見周辺地区整備推進計画における名称を示す

2 維持管理・運営に関する民活導入の考え方

富士見公園再編整備事業

PFI事業

統括管理業務

- ・統括マネジメント業務
- ・総務・経理業務
- ・事業評価業務

維持管理業務

- ・施設・設備の保守管理業務
- ・備品等の保守管理業務
- ・清掃業務
- ・保安警備業務
- ・芝生、植栽管理業務

運営業務

- ・広報業務
(情報発信・HP等管理)
- ・公園全体に係る日常運営業務
- ・各施設に係る運営業務

自主事業

- ・自主事業（必須提案）
- ・自主事業（任意提案）

Park-PFI事業

Park-PFI事業

- ・公募対象公園施設の管理運営業務
- ・利便増進施設の管理業務（※任意提案）



※自主事業については、必須提案の他、任意提案として事業者提案により実施することが可能である。
 ※P-PFI事業に基づく「特定公園施設」については、整備・譲渡後、PFI事業の維持管理運営業務の対象となる。

富士見公園再編整備基本計画（案）に基づく民活導入の考え方

3 工事ステップ（案）

富士見公園の再編整備にあたり、前提となる条件を踏まえ、次のとおり工事ステップ（案）を整理した。

【工事期間中の前提条件】

競輪場の運営： 競輪場の運営に大きな影響を及ぼさないよう、来場者の動線、駐車場の確保等に配慮する。

現行指定管理者との調整： 令和6年度末まで現行指定管理者が継続する、富士見球場、川崎富士見球技場、かわQホールの運営に支障とならないよう、利用者動線や資器材の搬入等に配慮する。また、現公園管理事務所は令和6年度末まで継続利用する。

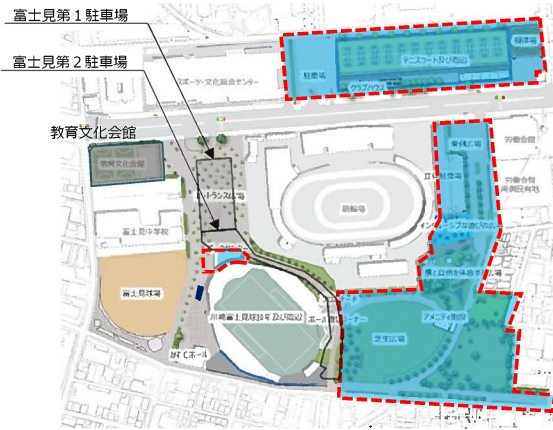
駐車場利用の継続： 利用者の利便性等を考慮し、立体駐車場が供用開始するまで、富士見第1・第2駐車場利用を継続する。

維持管理・運営： 整備範囲については、工事着手と同時にPFI事業者の管理する範囲とする。

凡例

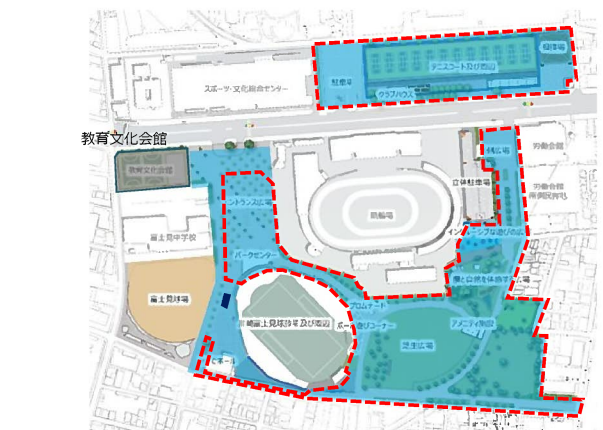
- 整備範囲
- 仮囲い範囲
- 現公園管理事務所

Step 1 令和5年4月～令和5年12月



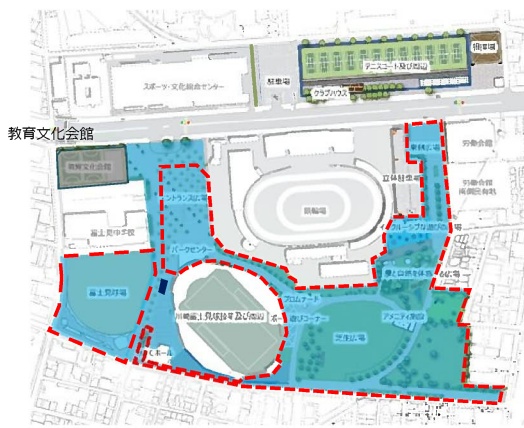
- 設計・手続き等が完了次第、整備に着手
- **立体駐車場が供用開始するまで、富士見第1、第2駐車場は継続利用**
- エントランス広場にある産業遺産（プラネター熱間圧延機フィードロール減速機用歯車）は早期に移設
- **第1期工事は、令和5年12月末までに完成**

Step 2 令和6年1月～令和6年3月



- 立体駐車場は令和6年1月から供用開始
- **立体駐車場供用開始後、富士見第1、第2駐車場の工事着手**
- 競輪場、川崎富士見球技場、かわQホールの運営に支障とならないよう配慮（利用者動線の確保、仮囲いの範囲、工程・施工方法の調整等）
- **第2期工事は、令和6年3月末までに完成**

Step 3 令和6年4月～令和6年9月



- 北側施設（テニスコート、相撲場、クラブハウス、北側駐車場）は令和6年度から供用開始
- 富士見球場の防球ネット整備にあたっては、富士見中学校と要調整
- **第3期工事は、令和6年9月末までに完成**

Step 4 令和6年10月～



- 緑化フェアに向けた準備
- 現公園管理事務所は、現指定管理期間終了後の令和7年度に撤去し、跡地を整備（**第4期工事**）
- 多目的広場は、教育文化会館撤去後に整備（**第5期工事**）

整備スケジュール

	令和5年度				令和6年度				令和7年度	令和8年度以降	
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月			
前期	第1期工事										
	・ 立体駐車場										
	第2期工事										
	北側エリア										
	・ テニスコート及び ・ 相撲場 ・ クラブハウス ・ 駐車場(平面)ほか										
前期	第3期工事										
	南側エリア										
	・ パークセンター ・ プロムナード ・ 東側広場 ・ 芝生広場 ・ インクルーシブな 遊びの広場 ・ 農と自然を 体感する広場 ・ アメニティ施設 ・ 富士見球場 ・ 川崎富士見球技場 及び周辺 ・ ボール遊びコーナー ・ エントランス広場										
	完成 令和6年9月										
	・ 駐車場切替え 令和6年1月										
後期	第4期工事										
	現公園管理事務所 撤去及び跡地整備										
第5期工事											
・ 多目的広場											